

2018年12月11日

甲南大学

「北海道胆振東部地震」により被災した受験生に対する特別支援措置について

このたび、災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

甲南大学では、「北海道胆振東部地震」での被害により災害救助法が適用された地域に居住し、被災された受験生を経済的に支援するため、ご本人からの申し出により、入学検定料、入学金、授業料の減免措置を下記のとおり行ないます。

記

1. 配慮の内容

- ①出願期間が被災時以降となる、2018年度に実施する本学学部及び大学院入学試験の入学検定料の全額免除
- ②入学金の全額免除
- ③2019年度前期授業料の減免（被災状況により全額免除または半額免除とします）

2. 対象者

「北海道胆振東部地震」での被害により災害救助法が適用された地域に受験生本人もしくは学費支弁者（主たる家計支持者）が居住し、下記のいずれかに該当する方

（1）入学検定料・入学金の免除、前期分授業料の全額免除

- ①被災地に居住する学費支弁者（主たる家計支持者）が災害に起因する事由で亡くなった方
- ②学費支弁者（主たる家計支持者）が所有かつ居住する家屋が全壊・大規模半壊及び滅失した方
- ③災害により学費支弁者（主たる家計支持者）が負傷され、入院、長期加療を必要とする方
- ④その他（前3号に準ずる被災として本大学が認めるもの）

（2）入学検定料・入学金の免除、前期分授業料の半額免除

- ①学費支弁者（主たる家計支持者）が所有かつ居住する家屋が半壊した方
- ②その他（前号に準ずる被災として本大学が認めるもの）

3. 北海道胆振東部地震による災害にかかる災害救助法適用地域

※適用地域の最新情報は、内閣府のHPで公開されておりますので、随時ご確認ください。

4. 申請に必要な書類(「2. 対象者」の該当区分によって、必要な書類が異なります。下表をご参照ください。)

【ア】「被災者特別措置申請書」

※甲南Ch. より様式をダウンロードして使用。

【イ】市区町村発行の「罹災証明書」(写し可)

※罹災状況の区分(全壊・大規模半壊・半壊)が明記された市区町村発行の証明書。

【ウ】学費支弁者(主たる家計支持者)の収入の状況がわかる資料

※被災の前後の収入状況がわかる資料(給与明細等)。

【エ】受験生および学費支弁者(主たる家計支持者)の「住民票」(写し可)

※世帯全員が記載されたもの。本籍の記載は不要。

【オ】死亡診断書(写し可)

※学費支弁者(主たる家計支持者)が被災に起因する事由で亡くなった場合のみ提出。

【カ】医師の診断書(写し可)

※学費支弁者(主たる家計支持者)が被災により重傷を負った場合のみ提出。
傷害の状況、全治に要する期間、後遺障害等の有無等について記載されたものを提出。

「2. 対象者」の区分		必要な書類
(1)	①被災地に居住する学費支弁者(主たる家計支持者)が災害に起因する事由で亡くなった方	ア・エ・オ
	②学費支弁者(主たる家計支持者)が所有かつ居住する家屋が全壊・大規模半壊及び滅失した方	ア・イ・エ
	③災害により学費支弁者(主たる家計支持者)が負傷され、入院、長期加療を必要とする方	ア・ウ・エ・カ
	④その他(前3号に準ずる被災として本大学が認めるもの)	ア・イ・ウ・エ・カ
(2)	①学費支弁者(主たる家計支持者)が所有かつ居住する家屋が半壊した方	ア・イ・エ
	②その他(前号に準ずる被災として本大学が認めるもの)	ア・イ・ウ・エ・カ

・半壊とは、「住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。」(内閣府)。

5. 申請の期限および減免措置適用審査結果の通知について

(1) 申請の期限

①出願期間が被災時以降となる、2018 年度に実施する本学学部及び大学院入学試験への出願・受験を既に終えている方：

アドミッションセンターに連絡の上、申請に必要な書類をアドミッションセンターまで郵送してください（2019 年 1 月 20 日（日）の消印有効）。

②2019 年度一般入学試験を受験される方：

アドミッションセンターに連絡の上、出願期間最終日までに、申請に必要な書類をアドミッションセンターまで郵送してください（出願期間最終日の消印有効）。

なお、書類の準備の都合上、提出期限に間に合わない場合は、必ず事前にアドミッションセンターにご相談ください。

(2) 減免措置適用審査結果の通知

申請書類に基づき減免措置適用についての審査を行い、結果を申請書記載の受験生本人住所に文書で送付します。

6. 申請先・問い合わせ先

甲南大学アドミッションセンター

住 所： 〒658-8501 兵庫県神戸市東灘区岡本 8-9-1

電話番号： 078-435-2319

e-mail： ao@adm.konan-u.ac.jp

以上

被災者特別措置申請書

甲南大学長 殿

標記の件について、以下のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

受験生本人	氏名	カナ				性別	男 ・ 女		
		漢字					生年月日 (西暦)	年 月 日	
	住所	〒 -				電話番号		自宅	() -
		出身学校	都道 府県	学校名	学 校		携帯	() -	
	メールアドレス	@							
(主たる家計支持者) 学費支弁者	氏名	カナ				印	受験生との 続柄		
		漢字						電話番号	() -
住所 (罹災住所)	〒 -								

出願する制度【○で囲んでください】

学部	各種入試	<ul style="list-style-type: none"> ・ A0 ・ 帰国生 ・ スポーツ推薦 ・ 公募制推薦 ・ 指定校推薦 ・ 商業科推薦 ・ 工業科推薦 ・ 協定校推薦 ・ 編入学 ・ 社会人 ・ 外国人
	一般入試	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般入学試験（前期日程） ・ 一般入学試験（後期日程） ・ 理工学部2教科判定方式 ・ センター併用型（前期） ・ センター併用型（後期） ・ センター利用型（前期） ・ センター利用型（後期）
大学院		<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般 ・ 社会人 ・ A0 ・ 外国人

出願する学部・学科・研究科【○で囲んでください】

学部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文学部日本語日本文学科 ・ 文学部英語英米文学科 ・ 文学部社会学科 ・ 文学部人間科学科 ・ 文学部歴史文化学科 ・ 経済学部 ・ 法学部 ・ 経営学部 ・ マネジメント創造学部マネジメントコース ・ マネジメント創造学部特別留学コース ・ 理工学部物理学科 ・ 理工学部生物学科 ・ 理工学部機能分子化学科 ・ 知能情報学部 ・ フロンティアサイエンス学部
大学院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人文科学研究科日本語日本文学専攻 ・ 人文科学研究科英語英米文学専攻 ・ 人文科学研究科応用社会学専攻 ・ 人文科学研究科人間科学専攻 ・ 自然科学研究科物理学専攻 ・ 自然科学研究科化学専攻 ・ 自然科学研究科生物学専攻 ・ 自然科学研究科知能情報学専攻 ・ 自然科学研究科生命・機能科学専攻 ・ 社会科学研究科経済学専攻 ・ 社会科学研究科経営学専攻 ・ フロンティアサイエンス研究科生命化学専攻

裏面に続く

